

事 務 連 絡
平成 27 年 12 月 3 日

各 都道府県 消費生活協同組合主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室

障害者差別解消法の施行に向けた消費生活協同組合（連合会）への追加周知について

大臣認可生協に対し、別添のとおり追加で情報提供いたしました。

各都道府県におかれては、同法の理念をご理解いただくとともに障害者の差別解消に向けた取組を積極的に進めていただくため所管生協に対し、本対応指針の周知についても御協力をお願いいたします。

別 紙

事 務 連 絡
平成 27 年 12 月 3 日

各 厚生労働大臣認可 消費生活協同組合（連合会） 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室

「経済産業省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消に関する対応指針」
について（情報提供）

平成 27 年 11 月 12 日付けで「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン～福祉分野
における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針
～」を送付いたしました。この度、「経済産業省所管事業分野における障害を理由とする
差別の解消に関する対応指針」が決定されました。

各生協の相談体制の整備や、職員の研修・啓発といった障害を理由とする差別を解消す
るための取組の参考として送付いたします。

<別添資料>

1. 経済産業省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消に関する対応指針
(平成 27 年 11 月 24 日)
2. [別紙] 障害を理由とする不当な差別的取扱及び合理的配慮の具体例